令和８年（2026年）９月２５日　　10:00～12:00
於：墨田区曳舟文化センター

葬儀、お墓、死亡後の手続きがわかるセミナー全2回

第１回『死亡後の手続き、葬儀社選択の知恵』



日本葬祭アカデミー教務研究室

Copyright(C)2026 Japan Funeral Academy Association.All Rights Received

死後事務

自分が亡くなった後には・・



【死亡届の提出】
【病院代の精算】
【訃報連絡】
【お葬式やお墓の手配】
【遺品整理】
【ガス・水道・電気】など公共料金の名義変更や解約
【年金の停止手続】
【国保加入者の葬祭費用の請求】など多くの
区役所への【各所届出・申請】手続きがあります。

これらを委託するには有資格者に任せるのが安心

本日の課題　途中休憩あり

1　高齢社会における終活の問題点
　　「世帯構造」の大きな変化
2　葬儀社選択の知恵・・実務
　　消費者トラブルのいろいろ
　　◆口座凍結や死後事務について
　　特別講師　行政書士　広谷 光紗さん
3　お葬式の規模や戒名不要という風潮
　　「お布施」の問題点
4　お葬式とは何か？
　　葬儀と告別式の意味と意義
5　死生観から眺める供養とは
　　豊かな文化を伝えてください



超高齢社会は体験と記憶の断絶を生んだ

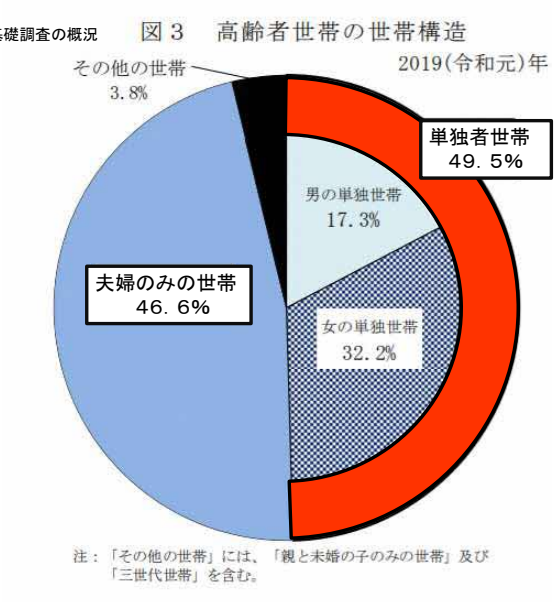
９０歳の親と７０歳の子

- 日本人の平均寿命
 女性は８７.74歳
 男性は８１.64歳
 （2020年厚労省）
- 長期間、葬祭とは縁のない
 人生を過ごしてきた
 未経験で知識や記憶が断絶



厚労省統計　2019 年 国民生活基礎調査の概況

図３　高齢者世帯の世帯構造



注：「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世代世帯」を含む。

消費者問題としての葬祭現状　その要因として

「おひとりさま」 → 全く身寄りがいない　親・縁者は？

一人で生活している　血縁者は？

息子に頼らない **娘は嫁いでいる** → 子供 法定相続人



葬儀施行 その前に！

要介護人口約６７０万人

2021年厚労省「介護保険事業状況報告」

認知症患者約６３０万人

2017年「高齢者白書」

65歳以上の7人に一人、85～90歳では40%が認知症に・・



◆もめやすい相続のケース
- 嫁いだ姉と同居の弟
- 介護を担った妹と兄
- 同敷地内の二世帯住宅
- 祭祀財産と相続遺産
- 遺贈と財産放棄
- 変形敷地の分筆相続
- 寺壇・墓所承継と相続

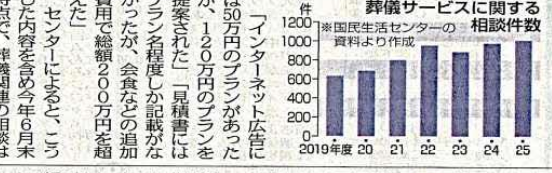
東京新聞

7　E版　2026年(令和8年)7月21日(火曜日)

葬儀トラブル 相談最多

「高額」「説明不足」など1000件超

葬儀のトラブルが増加傾向だ。2025年度に全国の消費生活センターなどに寄せられた相談は千件を超え、記録の残る16年度以降で最多となった。高額なプランの勧誘や追加費用の請求など料金が絡んだものが多い。国民生活センターはトラブル防止策として、必要なサービスの早期確認などを求めている。



「インターネット広告には50万円のプランがあったが、120万円のプランを提案された」「見積書にはプラン名程度しか記載がなかったが、会食などの追加費用で総額200万円を超えた」

センターによると、こうした内容を含め今年6月末時点で、葬儀関連の相談は25年度に1007件あった。内訳(複数回答)は「高価格・料金」が527件と最多で、「説明不足」は382件、見積もりに関するものが213件と続いた。

センターは背景に、参列者を身内に絞る家族葬や、通夜を省略する1日葬など葬儀形態の変化のほか、遺体に防腐処置を施し一定期間保存可能にする「エンバーミング」などサービスの複雑化を指摘。「家族葬なら安いはずだ」といった思い込みや葬儀社の説明不足が影響しているとみている。

対策として、①家族が亡くなる前など早いうちから参列者の人数や必要なサービスを確認する②葬儀社との打ち合わせは喪主1人ではなく複数人で参加する③見積書の内容をよく確認する―の三つを挙げた。

葬儀コンサルタントの松瀬教一さんによると、火葬場の使用料や仕出し料理代のような葬儀社が受け取らない料金が追加請求されるケースが多い。「ただ見積書を読むのではなく、『総額』以外に料金は発生しないのかを業者に質問してほしい」と呼びかけた。

国民生活センターが掲げるトラブル防止対策
- 早いうちから参列者の人数や必要なサービスを確認する
- 葬儀社との打ち合わせは喪主1人ではなく複数人で参加する
- 見積書の内容をよく確認する

東京都の葬儀組合が
出しているパンフから

一般的な葬儀社	全国平均約 111 万円
格安葬儀社	葬儀費用 79,000 円

※"生活基盤の安定を図る生活設計"公益財団法人生命保険文化センター
https://www.jili.or.jp/lifeplan/houseeconomy/836.html,(2024年7月1日)



このような状況になったら要注意！

ネット葬儀社の場合	地域の専門葬儀社の場合
お客様	お客様
↓	↓
ネット葬儀社	地域の専門葬儀社
↓ 20%~30%が手数料	自社で施行のため満足のいくお葬式ができます。
下請けの葬儀社	
手数料を払うのでそれなりの仕事になりがち 強引なオプションのセールスも！	

実務対応・・
口座凍結や死後事務について

特別講師
行政書士　広谷 光紗さん
（葬祭カウンセラー・専門学校講師）



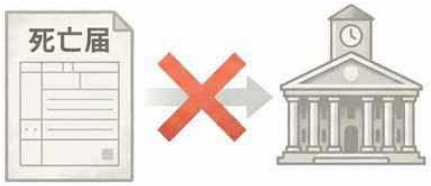
家族が亡くなった時、銀行口座はどうなるのか？

口座凍結の真実と、家族を守るための事前対策

知らないと陥るリスクから、確実な解除手続き・仮払い制度まで

NotebookLM

「口座凍結」の引き金とは？



役所に死亡届を提出しただけでは、
自動的に口座は止まりません。



**銀行が「死亡の事実を知った時点」で、
口座は直ちに凍結されます。**

凍結されると、その口座からの引き出しや振り込みが一切できなくなります。

NotebookLM

なぜ銀行は口座を止めるのか？

銀行の意地悪ではありません。これは**「残された家族を守る」**ための措置です。



一部の相続人が勝手にお金を引き出して使ってしまうのを防ぐため。



相続人同士のトラブル（遺産分割をめぐる争い）を未然に防止し、財産を保全する目的があります。

NotebookLM

「預金はあるのに使えない」という現実



NotebookLM

【警告】「凍結される前に引き出そう」という落とし穴



銀行に知らせる前に、キャッシュカードで急いで現金を引き出してしまう。
これは多くの人が考えがちな行動ですが、重大なリスクを伴います。

次のページで解説する「2つの大きなリスク」を理解してください。

NotebookLM

事前引き出しが引き起こす可能性のあるリスク



法的リスク「単純承認」

- 故人の預金を勝手に引き出して使うと、法律上「遺産をすべて受け入れた（単純承認）」とみなされます。
- 結果：もし故人に多額の借金（マイナスの財産）があった場合、「相続放棄」ができなくなり、借金を背負うことになります。



感情的リスク「親族間の不信感」

- 他の相続人から「財産を隠しているのではないか」「使い込んでいるのでは」と疑われます。
- 結果：修復不可能な親族同士のトラブルに発展するおそれがあります。

NotebookLM

口座凍結の解除方法

金融機関に連絡して、口座名義人が亡くなったことを伝え、必要書類を確認します。

解除するには、「口座名義を変更して引き継ぐ」か、「口座を解約して払戻しを受ける」の2つの方法があります。



【要注意】必要書類をすべて銀行に提出してから、実際に解除（払戻し）されるまで、さらに「約2～3週間」かかります。

NotebookLM

凍結解除に必要な「書類の山」

金融機関（みずほ銀行やゆうちょ銀行など）での一般的な必須書類。



- 亡くなった方の出生（ゆうちょ銀行の場合は婚姻または16歳）から死亡までの連続した戸籍謄本
- 相続人全員の戸籍謄本
- 委任状（実印押印）と相続人全員の印鑑登録証明書
- 亡くなられた方の預金通帳等
- 遺産分割協議書 または 遺言書

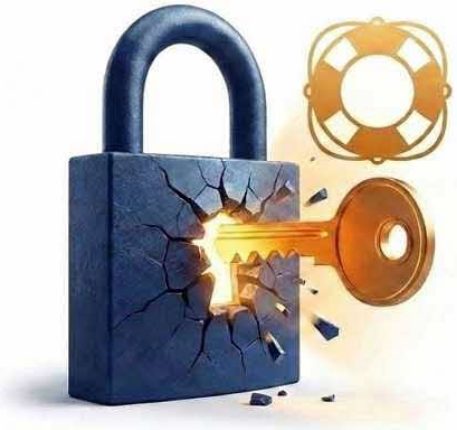
NotebookLM

【比較】遺言書の有無で変わる「時間と手間」

遺言書なし	自筆証書遺言（法務局保管なし）	公正証書遺言（最もスムーズ）
必要なもの	必要なもの	必要なもの
遺産分割協議書	家庭裁判所での「検認」	公正証書遺言の原本（※電子データ不可、公証役場の書面）
問題点	問題点	メリット
相続人全員の同意と実印が必要。話がまとまらないと手続きが進まず、膨大な時間がかかる。	銀行に出す前に、裁判所の検認手続きだけで「1～2か月」の待機時間が発生する。	遺産分割協議も、裁判所の検認も「不要」。すぐに書類集めと解除手続きに入れる。

NotebookLM

当面の資金が必要な時の「払戻し制度」



口座が凍結されていても、各相続人が「単独で」預金の一部を払戻しできる制度です。

（家庭裁判所の手続きを利用する方法もあります）

NotebookLM

単独で引き出せる金額の計算式



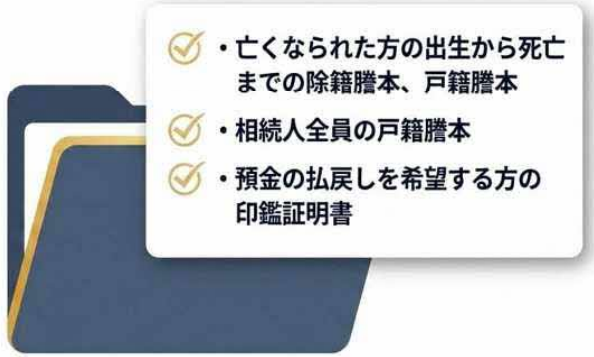
上限ルールに注意！

同一の金融機関（複数支店がある場合はその合算）からの払戻し上限は【150万円】までとなります。

NotebookLM

仮払い制度の利用に必要な書類

単独で引き出せるものの、銀行での厳格な本人確認と親族確認は必須です。



- 亡くなられた方の出生から死亡までの除籍謄本、戸籍謄本
- 相続人全員の戸籍謄本
- 預金の払戻しを希望する方の印鑑証明書

NotebookLM

口座凍結を防ぐ、今日からできる「2つの事前対策」

通帳記帳をこまめに行う

残高や引き落とし状況をご家族がすぐに把握できるようにしておく。

引き落とし口座の変更準備

公共料金などの引き落としが止まらないよう、支払い状況を整理しておく。

NotebookLM

知識と準備が、家族への一番の贈り物

口座凍結は、避けては通れない制度です。
「焦って引き出す」というリスクを避け、
正しい制度（仮払い）の理解と、
事前の準備（遺言書・通帳整理）を行うことが、
遺される家族の負担を最小限にする
遺される家族の負担を最小限にする唯一の鍵となります。



ご家族が元気なうちに、一度「お金の引き継ぎ方」について話し合ってみましょう。

NotebookLM

最初が肝心！初期対応の実務　　事前相談

安心して相談ができるかどうか？　信用と信頼をどこで担保しているのか？
地元・口コミ・宣伝・ネット・・自分自身で自分自身で確かめておくこと

葬儀社選択の前提条件は！



個人・故人の情報を守秘管理
拡散防止・破棄を的確に行い
適格な条件を表示していること

実態があるかどうか？
紹介・斡旋だけの
葬儀社もある

すべての葬儀は『葬儀社』が行う

葬儀社選択の重要事項　個人情報の守秘管理

よほどの注意が必要

「死亡診断書・死亡届」の重要内容

- 葬家（故人・世帯）の住所・氏名・電話等々
- 『死亡届』事項に記載された内容のすべて
 - ◆個人情報・世帯情報
- 『死亡診断書』に記載された内容のすべて
 - ◆故人情報・死因

葬祭にまつわる情報とは何か？・故人、遺族・親族など血縁
姻戚関係・世帯実態・職業現況・近隣との関係・会社関係・
暮し向き・思想や信仰信条・保険金・財産・相続・遺言等

実に多大な故人または個人の情報が行きかう

現代葬祭の問題点

お葬式の施行現況

現実は！

小規模
＝
安いお葬式

質素に	粗雑に
簡潔に	簡略に
シンプルに	割愛して
簡易的に	安易に
内々で・・	無配慮
訃報の内密化	死の孤立化



あとで悔やまれることがないようにしておく

直葬と家族葬の言葉の意味

直葬 → **直接火葬**

・逝去した場所から直接火葬場へ搬送
例：病院で納棺⇒火葬場で安置保管その後火葬
（基本的に宗教儀礼も排除）

家族葬 → **家族**の考え方を中心にしたお**葬**式

例：病院⇒自宅またはホール⇒通夜・式・火葬
宗教的対応をすることも多い
（お布施・戒名などの費用負担）



直葬と家族葬の問題点

直　葬 →
家族葬 →

本音

経費や労力をかけることができない

経費や労力は問題ないが、・・・

お葬式を施行する意味や価値が不明

お葬式への意識が「委縮」している「社会的現実」

社会的礼儀の無視 → 通例化・風潮化

・訃報の範囲限定や制限により会葬や香典授受の固辞が増えた
・近隣や遠方親族との間で、事後これまでの関係を損なう恐れ

→ 「生死」にかかわる社会意識の変革には世代責任が伴う

説明責任
責任解説 → 果たされていないまま惰性的授与



院号　多大な貢献に対しての授与
道号　その人の性格や功績、生き様を表す
戒名　いろいろな考え方や意義
位号　居士/大姉・信士/信女など信仰の指標

基本的慣習の確認

◆檀家・菩提寺という関係で境内墓所がある場合は納骨・埋葬には必ず戒名の授与が前提となる場合がある

葬　式

お葬式とは何か

葬　儀
告 別 式

二つの異なる目的の行いが同時進行でなされている！

葬祭 = 葬式 + 先祖祭祀　複合語短縮

葬儀 = 葬送と儀礼

告別式 = 告別の式典（社会的対応）

遺体(葬)
魂 (弔)

墓参り(故人・先祖)供養のこと

二つの言葉が複合的で異なる意味や目的を有している

最小限の費用把握をする

葬儀におけるご遺体対応

葬儀は遺体とたましいに対する行いで、中でも遺体への処置は
確実に果たすべき葬儀の重要な要件です。
これは社会の制度です。



具体的には・・・ご遺体を

1：棺に納め	納	棺
2：霊柩車で搬送し	出	棺
3：荼毘に伏す	火	葬

お 葬 式

葬儀 ＝ 遺体と魂

葬送と儀礼

告別式 ＝ 世間・社会対応

ともに大切な故人対応であり、生きてきた証を示す!

二つのことを別々に考える知恵が必要！

◆葬儀はどうするのか？

●直葬・家族葬・・・・定義は葬儀社によって異なる

直葬・・・直接火葬・遺体のみの処置対応（葬送＋　）

家族葬・・家族/近親者を中心に行う（葬送＋儀礼）

◆告別式はどうするのか？

●告別式は『ご辞退』したい　（施行選択の余地がある）
●施主の制限や手法は自由・『その人らしい』もの

★重要：宗教は無関係・自由な発想・



❶お寺で開かれた二村文徳さん（右）と妻陸子さんの「生前感謝の会」。和やかな雰囲気の中、ケーキカットも行われた ❷両親の生前葬を企画した祐輔さん。「親も私もとても満足です」＝いずれも祐輔さん提供



あるいは告別式の前倒し施行

生前「感謝の会」＝告別式を先に行っておく

実際の逝去は家族葬＝「葬儀」のみ



第3土曜

山をおりる

感謝伝える「生前葬」

人生の節目に　呼び方もさまざま

「これまでなうちに身近な人にお礼を言いたい」――。自分が生きているうちに葬儀を行う「生前葬」。まだ一般にはなじみが薄いが、感謝を伝える場として開く人が増えている。

東京都在住の二村祐輔さん（60）が感謝に住む長野県の後、父文徳さんが開いた「生前葬」を病気で亡くなった母陸子さん（80）を入院先や近所の人たちとの交流を掘り起こし、祐輔さんが両親も考え、できるお礼を伝えた。

3人の子供たちと会場は、お世話になっておれを伝えるつの手段です」

「葬」と名が付いても、祭壇など葬儀的な設備は必要ない。むしろ奇抜な演出は控え、人生の節目の感謝の儀礼として、主催者が望む形態で企画するのが望ましい。「生前葬」でなく「感謝の会」「ご縁の会」などと呼び方もさまざまだ。

会場はホテルなどが多いが、旭川グランドホテル（北海道旭川市）は2010年、「ご縁の会」と題して初めて生前葬を行った。道内の夫婦がホテルに相談して実現し、宴会場をバラで飾るなど華やかな会だった。

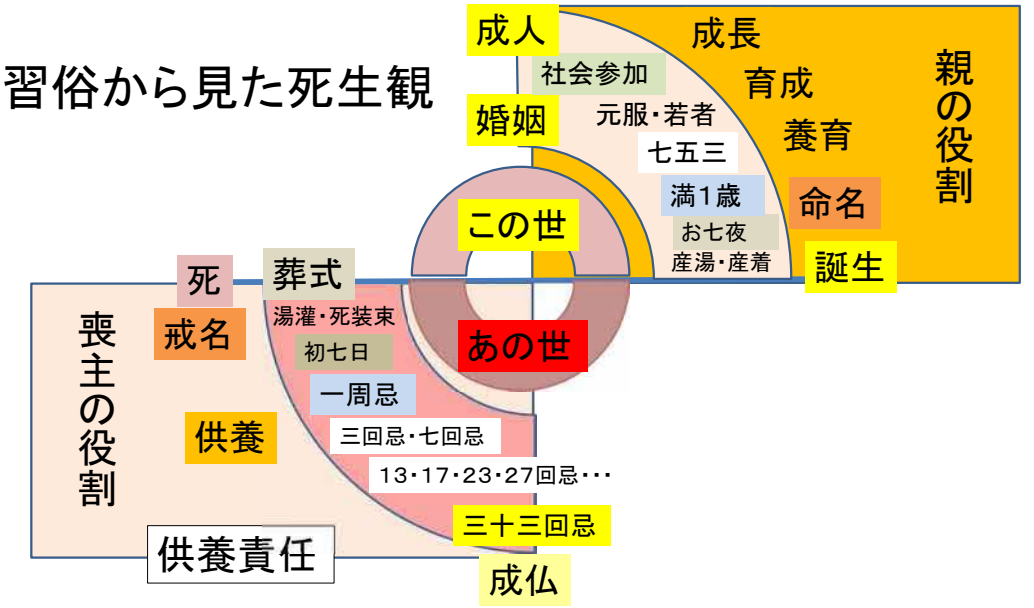
葬儀と告別式を一体で行うだけでなく、最近は告別式を行わず家族だけで送る家族葬が増えるなど弔いの形も多様化している。「だからこそ、本人が元気なうちにお世話になった人を招き、感謝の気持ちを伝える生前葬はとても意義があるのです」と廣江さんは話す。【細川貴代】



これまでの
私たちは

滞りなく済ませるために不本意ながらも前例を踏襲し、惰性的な形骸化を繰り返してきた。
その結果、お葬式の本質的な価値を見失い、その負担や支払いに大きな不満や不安感じている。
「葬祭」への不信感は「死」と「死者」に対する尊厳を軽薄なものにしてはいないだろうか。

習俗から見た死生観



供養とは何か？

魂を「あの世」に生まれでた「子供」としてみる

遺されたものはその「養育」をしていく

子 **供 養** 育



普遍的な習俗感として

寺壇関係の素朴な考え方

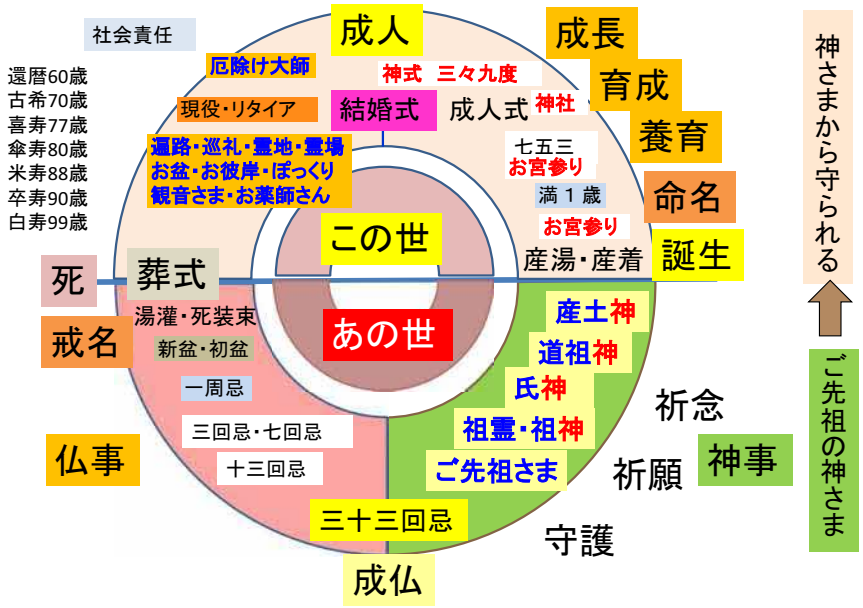


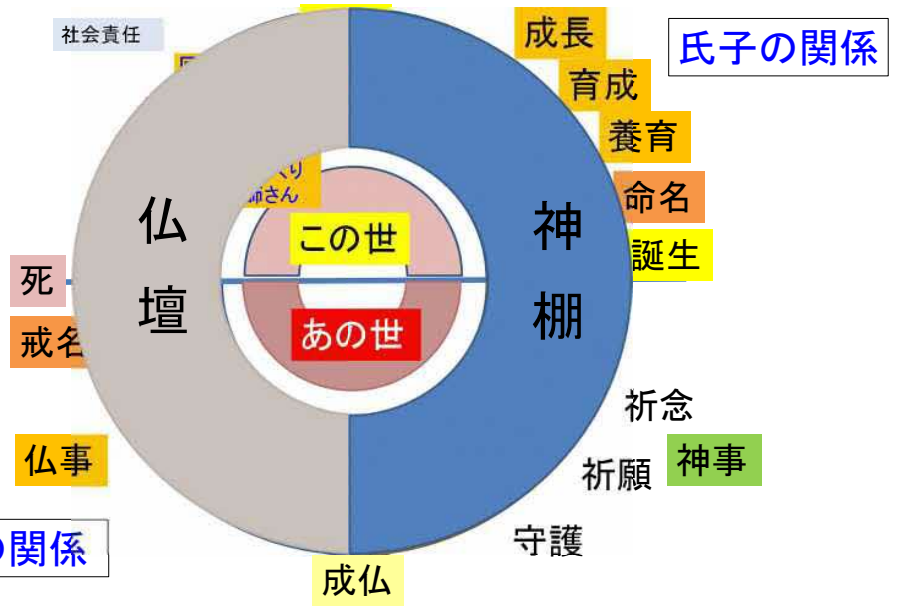
子 **供 養** 育

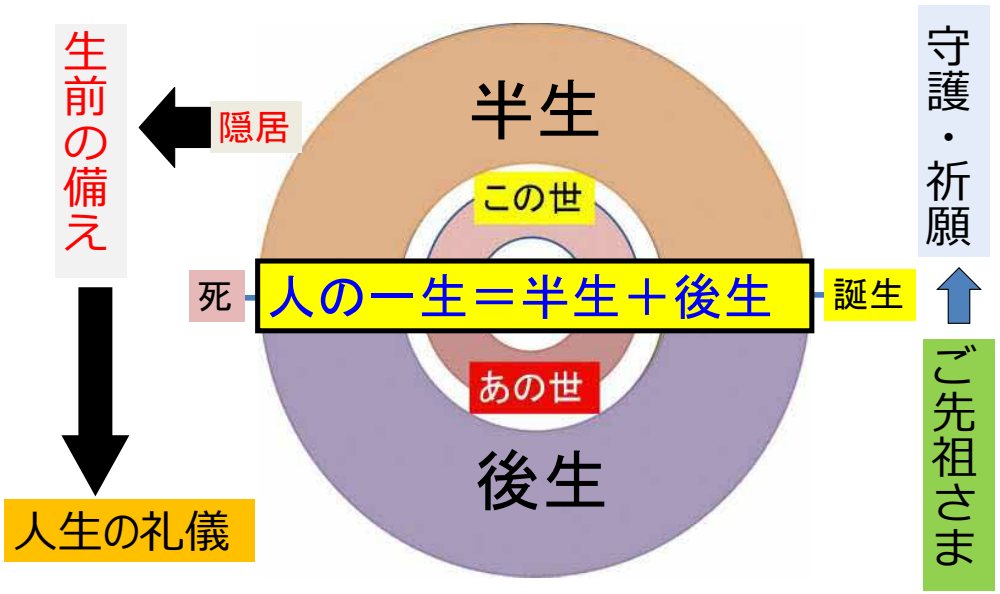


戒名授与・・仏弟子として成仏させる → 永代供養

供養の責任を『喪主』に成り代わり　住職が名付け親になり、りっぱな大人になるまで『後見』していく







供養への想いが変化してきた

先祖祭祀

故人祭祀



『私』の要望と希望を誰に伝えておくか？

そういうことを話題にできる場の提供が必要



これからの「葬祭」

供養観の時代的変化

先祖祭祀 → 故人祭祀

「家」 → 私



自分で準備しなければならない時代

家族とは何か？　血縁・親子から夫婦、そして「任意」へ・・

◆まとめ　自分の要望と希望をしっかりと固めておく



要　望 → 要請される 最小限必要な申し出

希　望 → 希求される 最大限の望み 実現の可否とは関係がない



日本葬祭アカデミー教務研究室

Copyright(C) 2025 Japan Funeral Academy Association.

葬祭セミナー第１回（9/25 実施）の受講者アンケートでいただいた質問と回答

Q	例えば口座が凍結されてしまうと公共料金の引落しが困ることになるが、自動的に引落しの料金が延滞になっていきかねない。具体的に何をいつどうしていったら良いのか分からなかったので教えてほしいです。（原文ママ）
A	公共料金は、水道・ガス・電気の各社が金融機関から口座凍結のため引き落としができない旨の連絡を受けると、自動的に紙の振込用紙や請求書を登録されている住所宛に郵送しますので、その振込用紙や請求書に記載されている期限までに支払いをします。続いて、名義や支払方法の変更手続きをしていきます。インターネットでも手続き可能なものもあります。具体的な手続き方法は契約先にお問い合わせください。マンションの管理費等の引き落しについても、管理会社に問い合わせをして、名義や支払方法の変更手続きを確認しておくと安心です。 相続の場合は、よほどの著名人でないかぎり、亡くなっただけでは口座凍結されません。メガバンクは死亡を伝えても「お引き落としなどはないですか？止めてしまって大丈夫ですか？」と聞いてくれることも多いです。凍結されれば引き落としもできなくなるので、逆に死亡後はもう使わない受信料やサブスクリプション料金が引き落とされるのをストップできます（支払いがないと延滞金を請求される場合があります。あらかじめ契約者死亡時の手続き等について契約先に確認しておくと安心です。）。 また、将来認知症になったときに備えて、頭がはっきりしているうちに（甥や姪等と）「任意後見契約」をしておくことも必須です。２年後、「終われる後見※」になったとしても、任意後見契約がベースにないと、家庭裁判所はそうそう簡単に「終了」を認めることがないとも言われています。 ※終われる後見…これまでの成年後見制度は、原則本人が亡くなるまで終了できないものでしたが、令和８年６月 24 日に公布された改正民法により、制度利用の必要がなくなったと家庭裁判所が認めるときは、申立て等により制度利用を終了できるようになりました。この成年後見制度見直しに係る改正は、改正民法の公布日（令和８年６月 24 日）から２年６か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。 ▼参考：成年後見制度について（区公式ウェブサイト） https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/tiikihukusi_sonota/kenri_mamoru/seinenkouken/index.html ※左記２次元コードからもご確認いただけます